

「植物品種保護のあり方についての意見書」

農林水産省農産園芸局長殿

平成9年11月17日

社団法人農林水産先端技術産業振興センター

理事長 畑中 孝晴

「植物品種保護のあり方についての意見書」

日頃、当センターの活動に対し、御指導、御鞭撻をいただき厚く御礼申し上げます。

当センターでは、'91年のUPOV条約の改正を受けて、研究会や講演会を開催し、植物品種保護のあり方を検討してきました。

この度、これらの検討結果を踏まえ、植物品種保護のあり方について、次のような意見をまとめましたので、この趣旨を御理解の上、御高配の程よろしくお願い申し上げます。

1. 趣旨

農林水産先端技術産業振興センター（STAFF）では、'91UPOV条約の改正を受けて植物品種保護のあり方について検討を行い、「バイオテクノロジー等の実用化に伴う品種保護のあり方についての見解」として、平成3年11月に農林水産省農産園芸局長に提出いたしました。

この見解は、UPOV条約の改正に伴う種苗法改正を念頭に置き、法律の形式、紛争問題の処理機関、代理人制度など法律の全般的な問題および改正UPOV条約で示された新しい考え方のなかで、特に重要と思われる品種の定義、保護の対象範囲、保護の要件、仮保護、育成者の効力の範囲、従属の原則、農家の自家採種、育成者権の消尽、保護の方式の12項目についてSTAFFとしての考え方を述べたものであります。

これらの見解は、STAFFの考えとして現在でも変わるものではありませんが、見解を提出した平成3年以来、UPOV会議等で個別の問題についての検討が進められ、欧米諸国では改正UPOV条約の批准に向けて国内法の整備が進められ、さらにバイオテクノロジーを初めとする先端技術が進展するなど植物品種保護と密接に関連する情勢の変化が見られております。

そこで、これらの12項目のうち、植物品種保護を考える上できわめて重要であると同時に上述のような変化を考慮し検討が必要と考えられた従属関係、自家増殖、育成者権の効力の及ぶ範囲、種苗法の権利法化の4点について再度検討し、この意見書としてまとめました。

改正UPOV条約の批准に向けて、今後種苗法や関連する政省令等を改正されるに当たっては、「見解」及びこの「意見書」の精神を汲み取っていただき、新品種の開発、普及を通じて育成者・農業生産者双方が協調し、農業生産の振興をはかる観点か

ら、適切な配慮をお願い申し上げます。

2. 植物品種保護のあり方についての意見

改正UPOV条約で新たに出された考え方で、品種保護のあり方を考える上で、きわめて重要かつ情勢の変化を考慮し再度検討を加えた従属関係、自家増殖、育成者権の効力の及ぶ範囲、種苗法の権利法化の4点については、平成3年の見解に以下のような意見を加えさせていただきます。

1) 従属関係

- (1) 従属関係は、育成者権を強化する上では重要な概念であり、種苗法や関連する政省令等のなかに適正な形で取り入れていただくことを希望します。
- (2) 現品種と従属品種の育成者権がともに適切に守られるよう種苗法や関連する政省令等の整備をお願いします。
- (3) 従属関係については、その有無を判断しやすいような基準が必要であり、これを踏まえて種苗法や関連する政省令等の整備をしていただくようお願いいたします。
- (4) 従属関係は、戻し交雑や遺伝子組換えなどの育種方法のみによって決まるものではなく、あくまでも品種の持つ特性に着目して判断するものであることを明確にしていきたい。
- (5) 解説書、Q&Aなどにより従属関係に関して一般に共通の理解が生まれるよう指導をお願いします。

2) 自家増殖

- (1) 自家増殖については、当面は従来の慣行を尊重するが、基本的には育成者権を行使する権利の保護がはかられるべきであると考えております。
- (2) 自家増殖のために育成者権を制限する場合には、改正UPOV条約で明記されている合理的な範囲内で、かつ育成者の正当な利益を保護するとの前提を考慮し、また、育成者・生産者の良好な協力関係に支障をきたさないよう配慮のもとに、種苗法関連する政省令等の改正に当たっていただきたい。
- (3) この場合、特に栄養繁殖による作物や組織培養などにより大量増殖の可能な作物については、実質的に育成者権が保護されるよう適切な措置をお願いします。

3) 育成者権の効力の及ぶ範囲

- (1) 育成者権の効力が種苗だけでなく、収穫物、加工品にまで及ぶとする改正 UPOV 条約の精神を十分発揮できるよう種苗法や関連する政省令等の改正をお願いします。
- (2) 日本での登録品種が UPOV 条約未加盟国あるいはその植物の種類が保護対象となっていない国で栽培され、その収穫物あるいは加工品が日本に輸入される可能性が増えています。このような外国との関係においても、有効に権利が行使できるような種苗法や関連する政省令等の改正をお願いします。

4) 種苗法の権利法化について

- (1) 種苗法の改正に当たっては、現在の禁止法形式を権利法形式に改め、専利用権の設定、質権の設定、差し押さえの規定、関税定率法上の輸入禁制品扱いの追加を可能とし、育成者権がより明確に保護されるように配慮していただきたい。

5) その他の要望事項

- (1) 種苗法や関連する政省令等の改正後には、改正点を分かり易く解説した解説書やパンフレット等を作成していただき、内容の理解の普及に努めていただきたい。
- (2) 育成者権の侵害の実勢調査や民事契約の実態調査などを実施し、その結果を種苗行政に反映させていただきますようお願いします。

3. 結語

現在改正 UPOV 条約にはすでに 3 カ国が批准しており、発効に必要な 5 カ国に達するのも間近いと考えられます。この改正条約には育成者の権利保護をより強化する観点から、多くの新しい考え方が盛り込まれております。育成者権の強化は、育種を振興し、活性化することにより農業全体の発展につながるものであり、わが国が一日も早く国内法を整備し条約を批准できることを強く希望しております。